

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
悪臭防止法第10条第3項	事故時の措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第10条第1項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。